

否両論が唱えられている時代であるとも言われているわけでございます。しかしこの中学校の給食については、生徒、父母等の意見を十分調査して努力するようにという報告がなされており、教育委員会といたしましても、教育委員会の会議を開催いたしまして、今後の方策等につきまして協議したのでございますが、結論的には、本件は継続してさらに検討するということになっている次第でございます。今後におきましても、教育委員会の会議におきまして十分検討されると思いますので、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○環境保全課長（森田 猛君） 私の方から空家対策について、市長の補足説明をさせていただきます。

一応公営住宅又民間の家があるわけでございますが、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、民間あるいは公営住宅を問わず九月一日から福生消防署におきまして空家調査を実施しております。これがどのような数字が出てくるかということ、あるいはどういうようなばらつきがあるかということについて、市だけではなくて警察並びに消防署とも一応協議いたしまして、これ

らの防災上の面からも見て対処していきたいというふうに思っています。

なお、都営住宅におきましては、現在福生市内にございます空家住宅は約二十戸あります。これには木造もあり耐火構造それから簡易耐火もあるわけでございますが、五十二年度から東京都の方針といたしましては、木造は原則として再入居をさせないと、これは市営住宅と同じく建てかえるんだというところでやっているわけでございます。木造のいわゆる空家がふえてくるのではないかと、こういうふうな懸念されるわけでございます。したがって、都は都市は市なりにそれぞれ管理人がありまして見回りをやっておりますけれども、それではなかなか十分ではないと私も考えているわけでございます。都営住宅においては空家も増加すると思っておりますので、市長名をもって嚴重な注意を喚起したいと考えております。

以上でございます。

○十八番（東田正治君） 自席から再質問させていただきます。

市営の空家についてお願いいたします。

○助役（篠崎俊夫君） 市営の空家につきまして百八十戸のうち二十二戸がいま空

家でございます。都営と比べますと、都営住宅は五百九十五戸のうち二十戸ございまして、市営住宅は百八十戸のうち二十戸でございます。例の建てかえの関係で非常に空家が多いわけでございます。それで、この空家は全部入口はくぎづけで閉鎖しております。なお、雨戸につきましてもくぎづけをいたしております。そしてときどき庶務課の庶務係の職員あるいは用務員、それからバスの運転手等が見回ります。そして空家の見回りの記録簿をつくっております。見回った状況をそれに書き込むようにいたしております。現在までのところ異状はございません。夜間は警察の方にもお願いいたしまして、特にパトロールを念入りにやってくださるようお願いを申し上げてございます。

○十八番(東田正治君) では要望いたします。

まず、担当医制度の充実のことでございますが、これはやはり前向きな検討をお願いしたい。やはり市独自でいろいろ調査いたしましたところ、いまの保育園の認可の状況を見ますと、ゼロ歳児の保育施設を施設の中に設けなければ認可ができないという状況ではないかと思うんです。そういう段階におきまして、やはり全面的にゼロ歳児の保育については、私立の方に委託をされているという

ような状況ではないかと思えます。では市立とか、都立とか、そういうところでは、ゼロ歳保育に対してはできるだけ私立の方に任せてしまおうというような態度があるのではないかというような懸念があるわけです。

結局、ゼロ歳保育をやるからには、四十四年の四月一日ですか、改正されて、保健婦とかあるいは看護婦をゼロ歳児三名に対して一名以上というような条文が通達されているわけです。私立においては、案外その辺はスムーズに行っているような状態と見受けられます。そういう点で、公の仕事は預かる立場の役所の方々におきましても、市民の子供さんを預かる上において、今後そういう点も検討して御配慮いただけますようにお願いを申し上げる次第でございます。

時間外の問題につきましては、いまの御答弁からいきますと、確かにそのとおりでございます。実は学校側においては大変苦勞されている点があるわけでございます。課内授業におきましても、ちょっとした捻座とか、ちょっとしたけがというふうに見るわけです。歩いて帰れないような状態の人でもいたしたことはないというふうに判断している状況があるわけです。それでいろいろトラブルが起きていくわけでございます。中体連が主催するものに対しては安全会が適用され

るけれども、結局、練習試合等においては困ったものだという現場の先生方の声が聞こえるということは、やはりそこにはまだまだ徹底されていない点があるのではないかと思いますので、最後にこの点について御要望申し上げます。

中学校の給食につきまして、教育委員会において何回くらい審議会が行われたのか、その点をもう一つ聞きたい点があるんですが、要望といたしました。結論がいつごろ出るのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

以上でございますが、御答弁どおり大変苦勞されていることは十分承知しております。どうか今後とも万全の態勢を整えて、市民の皆さんのためになんば、ついでにだきたいということを要望いたします。一般質問を終わりたいと思います。

○議長（貫井喜代次君） 次に三番原田生也君。

（三番原田生也君登壇）

○三番（原田生也君） 貴重な時間をいただき、会議規則第八十六条の規定により、すでに通告のとおり、本定例会での一般質問をいたします。

私の質問事項は、第一点は機構改革について、第二点は養育手当制度

についてであります。

まず第一点の機構改革について質問いたします。

私が言うまでもなく、当市では市長、助役、収入役、教育長、課長と、現在は課長制度を採用しているのは周知のとおりであります。課長、所長、局長あわせて十九名という大世帯を抱えて、内政面から又対外的な面から種々考えあわせるならば、現在の機構を改革し、部制を設置して部課長制度を取り入れ、よりよい職員の統率を行い、市民へのサービスを向上させる必要があると思うが、市長はこの機構改革に対してどのような構想又考え方を持っているかをお尋ねいたします。

次に第二点の養育手当制度について質問いたします。

私は、特に現在の幼稚園や保育園に入園していない四、五歳児を対象に、養育手当制度を実施する考えについて質問いたします。

現在、当市では児童育成手当、児童扶養手当及び小学校に入学するときに入学祝金支給されております。一つの例をとりますと、これは概算でございますが、保育園児一人当たり年間平均で二十数万円の市費の持ち出し

をして補助しているのは御承知のとおりだと思います。しかし、これらの補助金は、保育園や幼稚園に入っている児童に限られているために、全くこれらの基準から除外されている。言うなれば補助対象外とされている施設や家庭にいる子供、この子供たちには補助金の恩恵を受ける制度が当福生市においては無いという事は、行政の姿勢としても、又、市税の公平な使い方の考えからいっても不平等であってはならないと思うのであります。

これらのことを考えるならば四、五歳児を養育していて、しかも補助の対象からはずされている児童の保護者に対して、児童養育費を助成することにより、児童の健全育成を助長する必要があると思うのであります。現在何ら市の補助金の恩恵にも浴さない四、五歳児に対して、養育手当を支給し、又、これを制度化する考えがあるかどうか質問いたします。

以上が私の質問事項であります。市長の明快な答弁をお願いいたします。
(拍手)

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

一点は機構改革、すなわち部制を取り入れる考えはあるかどうかという点でございます。

二点目につきましては、担当者から説明をした方がよろしいかと存じております。

部制につきましては、当然これは早晚やらなければならぬものだというふうにも考えております。現在の状況を申し上げてみますと、全国で部制をしいております市が、市のうち六八%でございます。数を申し上げますと六百四十四市のうち四百三十八市が部制でございます。それから五万未満の市でございますが、五万未満の市は二百六十七市のうち九十九市、三七%が部制でございます。東京都は二十六市のうち二十三市が部制をしいておりまして、保谷市、秋川市、福生市の三市が部制をしいておりません。この部制につきましては、やはり利害得失があることだと思います。又、賛否両論もあると思います。いろいろ利点もあるし、又、欠点もあると思いますけれども、きわめて単純に申し上げますならば、どうしても首都圏の中心の方が部制が多いわけでございます。部制をしいていないのは東京都ではわずか三市でございます。やはり人並みにするのがいいことだと私

は思っております。

いま部制をしようと思ってもじきにできるものではないので、周到な用意をしてからなければならぬと、そのうちで一番大きな用意というのは、部制をしくせうかのよい機会でございますから、市の機構につきましても十分に検討しなければいけないだろうということもございます。又、そういう点につきましては、議員の先生方からいろいろな御意見も伺わなくてはいけないだろうと思えます。又、世論の声にも耳を傾けなければいけないだろうと思えます。そんなことで急にはとてもできませんで、私は相当の年月―年月というほどのこともございせんが、相当の期間かかると思っています。

したがって、そろそろこの部制の構想につきましても、まだ何らかの具体策を持っておりますけれども、機会を得まして議員各位にもいろいろと御意見を拝聴いたしたいと、又、部制をつくる研究も担当の方でいたさせたいと、そのように考える次第でございます。

部制にいたしますと、当然多少の職員増もやむを得ないと思えますけれども、現在の小さな役所でございしますので、部長の定員というものも非常に問題になる

わけでございますけれども、やはり部制をしく以上二人や三人というわけにはいかないと思えます。やはりある程度の数量になると思えます。こういうようなつもりで研究に入りたいと思っておりますので、よろしくお知恵の拝借をさせていたいただきと思っております。

次の点でございますが、幼稚園と保育園に入園してない子供ということでございます。お説のとおり私もでは昭和四十八年ごろからでございました。うか、入学いたしますときに、申しわけないということでお祝金としてわずかですが差し上げてあります。これも幾らかずつ増額してございますけれども、保育園、幼稚園に行っていないというお子さんに比べたらきわめて微々たる額でございます。お説のようなことを実施している市もあるやに聞いてあるわけでございます。幾らか保育の関係ということになるわけでございますので、福祉的な面もあるいは他の市におきましては含んでいかどうかということも、私は多少考慮しなければならぬんじゃないかと、そうすると、ある程度該当児というものがどういうような形で保育園に行かない、あるいは幼稚園に行かないでいるんだというようなことも一応考慮しなければいけないだろうと、そのように思っているわけ

けですが、昭和四十八年から全然行っていない方というのを、入学児童を調べましたが非常に数が少ないのでございまして、二十人足らずというのが毎年でございいます。でございいますので、この点につきましては不公平でございいますので、本当に前向きに検討いたしまして、福祉という面から見ればなお不公平ということになるわけでございいますので、幼稚園あるいは保育園に行っていない方の環境と申しましょうか、境遇と申しましょうか、そういうことも一緒に調べさせていただきます。その上ではっきりした考え方も決めたい。もちろんその前には議員各位に御相談申し上げますけれども、そういうことで少し時間をお貸しいただきたいということをお願い申し上げます。

以上、簡単でございしますが説明にかえさせていただきます。（拍手）
○三番（原田生也君） 自席から再質問させていただきます。

いま市長の答弁である程度わかったような、わからないような、ちょっとは、きりしない点を聞きたいと思っております。

機構改革で、あつてはならないことですが、現在の制度では一般職員の士気の低下であるとか、あるいは老化現象が起る恐れがある、それで、これは

財政難だとかいろいろな問題もあるうかと思いますが、三年以上も新規の職員を採用していないということも、これは一つの原因とも考えられるわけです。現在の機構の中では課長、係長が停年退職が何らかの空席を生じなければ昇進のチャンスがないというのが現状でございいます。

そこで私は、部制を市長がいま相当期間をかけてということではございますが、この相当期間というのはちよと想像のつかないことではございいますので、相当の期間とは大体何年くらいなのかということとをまずお願いしたい。

それから新規の職員の採用問題を、財政難、財政難というが、三年間も新規採用をしていないのですから、あるところでは非常に職員の労働が強化されていく部門もあると思うわけです。この点について、新規の職員を採用する考えがあるかどうか、この二点を、まず機構改革でお聞きしたい。

それから養育手当についての問題ですが、五十一年五月一日で、保育園に行っている三歳以上のローグという最高の補助を受けているのが月に二万三千六百三十円の市費を持ち出してあります。一方では、今年四月に小学校に入學したそういう恩恵を全然受けていない新入生が十九名あったが、その人たちは――

これは金で簡単に解決のつく問題ではないが、入学祝金がなんと三千円です。三ついうところを考えると、実際に恩恵を受けている子供と、受けていない子供とは非常にアンバランスがあるわけです。この点について市長が再三カ説している行政の平等、福祉の充実、これは一体どこに重点を置いていいのか、この点をお聞きしたい。

○市長（石川常太郎君） 相当の期間と申しますと、私どもはつきりしたことは申し上げかねるんですが、二、三年と申しておりますが、あるいは二年くらいでいくかとも思っております。

それから職員採用の件でございしますが、毎年新規の建造物ができますので、相当数採用しなければならぬと、前々から新しいものができた場合にはやむを得ないということでお許しをいただいておりますので、採用はやむを得ないのではないかと考えております。

それから行政はもちろん平等ということが原則でございします。これが原則でございします。保育園あるいは幼稚園に——これは私がうかつで申しわけないんですが、こういうわけで行かれなかったのかということとでございします。結局

何か理由があるのではないかとということとでございします。そういうことでございまして、少し期間をお貸しいただきまして、そういう理由がどういうわけか、うんと金持ちで家にいるんだが、いろいろ理由があると思ひます。そういうことを調査させていただきます。その結果でよその市の例等も参考にいたしまして努力させていきたいと思います。このように考えます。

○三番（原田生也君） 最後の一つ要望いたしておきます。

機構改革の問題で、もちろん昇格制度というのは賛否両論は確かにありますけれども、昇格ということとは、現在の世代ではサラリーマンにとって生きがいであり、又、必要欠くべからざる条件であると私は思ふわけです。職員の士気を高める、又、夢と希望に満ちた生活を送らせるためと、市民によりよいサービスをするために、早急にこの機構改革を行い、部長制度がいいか悪いかは別にいたしまして、この制度を取り入れる検討を早急にしていただき、内政面にも、対外的にも充実した行政が行われるように、市長に特に要望をしておきたいと思ひます。

それから養育手当制度については、即制度化ということとは非常に困難な問

題も確かにあろうかと思いますが、しかし、現在の入学祝金を増額して、現在のバランスの是正を行つていくということも一つの方法ではないかと思ひますので、この点も特に要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よつて本日はこれをもちて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもちて延会いたします。

なお、次回は九月十日午前十時から開きます。

午後四時十二分 延会

写 福庶発第千八百五十六号

昭和五十一年九月一日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

昭和五十一年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和五十一年九月一日付け、福生市告示第三十五号(別紙参照)をもつて、昭和五十一年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十一年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十一年九月一日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十一年九月九日
二 場 所 福生市議会議場

⑦ 福庶発第千八百五十七号

昭和五十一年九月一日

福生市長 石 川 常太郎 ⑧

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

議案の送付について

昭和五十一年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第百一号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 二 議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 三 議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例
- 四 議案第百四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例
- 五 議案第百五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 六 議案第百六号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約
- 七 議案第百七号 東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約